

令和3年度「沖縄型グローバル産業人材育成事業委託業務」 企画提案仕様書

1 委託業務名

沖縄型グローバル産業人材育成事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和4年 3月 31日まで

3 委託業務の背景

沖縄県は、その地理的特性から、アジア等の海外市場への販路拡大やインバウンド客の取り込み等により産業の振興を図ることが期待されている。しかし、県内企業が海外展開するにあたり、海外ビジネスの専門的な知識やノウハウを有した人材が乏しいこと等から、幅広い分野において国際的に通用する専門的な人材が必要とされており、その育成が急務となっている。

また、県内企業においては、資金面や人員体制が十分でない企業が多く、海外展開に積極的な企業においても、情報収集や人材育成等の先行投資能力が限られていること等から、企業内で継続して戦略的な人材育成を十分行うまでには至っていない。

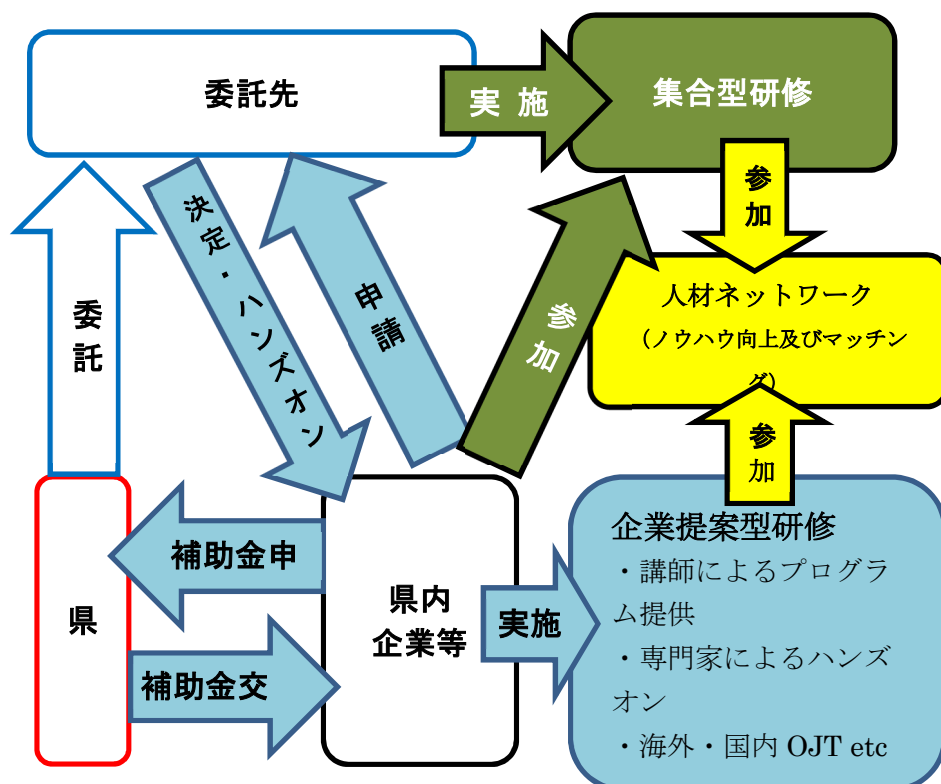
このため、県内企業のグローバル人材育成を推進する取り組みが求められている。

4 事業の目的

県内企業等の海外展開を推進するため、海外展開に積極的な県内企業等に対し、沖縄型グローバル産業人材育成に要する経費の補助支援や海外展開に向けたセミナー等を行い、沖縄の産業振興に資する国際性と専門性を有する高度な産業人材の育成を図る。具体的には、県内企業等を対象に、企業等が自らの海外展開に係るニーズに応じて提案する研修に対して専門家のハンズオン支援を実施し、その研修に係る経費に対して補助支援を行う他、海外展開に向けた高度な集合研修(セミナー)¹を実施する。

¹ ここで言う高度は集合研修(セミナー)とは、海外展開計画立案、スタートアップ、関連法規の把握、現地人事・人材確保、市場開拓、越境 EC、マーケティング、販路拡大戦略などを担う、海外展開にあたって必要となる「高度産業人材」の育成を目的とした研修(セミナー)を指す。

5 事業実施スキーム



6 事業概要

(1) 企業提案型研修

県内企業等が、自らのニーズに応じて提案した、海外展開にあたって必要な‘高度産業人材’を育成することを目的とした研修(海外展開計画立案、スタートアップ、関連法規、現地人事・人材確保、市場開拓、越境EC、マーケティング、販路拡大戦略について等)に対してハンズオン支援及び補助支援を提供する。

(2) 集合研修(セミナー)

県内企業等の主に海外展開計画を率いる社員を対象に、「観光×物産×IT」をテーマに海外展開にあたって必要な‘高度産業人材’を育成することを目的とした各種セミナー(海外展開計画立案、スタートアップ、関連法規、現地人事・人材確保、市場開拓、越境EC、マーケティング、販路拡大戦略について等)を実施する。

7 委託業務の内容

(1) 補助事業者の公募、選定、成果報告会の実施に関すること

- ・企業提案型研修について、補助事業者を公募、選定し、選定結果について県に報告すること。また、年度末には、研修成果に関する成果報告会を実施すること。
- ・公募にあたっては、ウェブサイトの活用、関係機関のメーリングリストの活用、経済団体等への情報提供など、効果的な情報の周知を図ること。
- ・企業提案型研修について、実施件数は34件(170人<事前・事後研修の件数及び参加者を含む>)を目指し、本研修のほか事前・事後研修を行うことで研修効果の波及に努めることとする。
- ・補助事業者の選定にあたっては、委託先に属する者以外の、外部有識者等を入れた選定委員会を設置すること。
- ・具体的な委員候補者、人数、選定委員会の開催方法については、企画提案により示すこと。

- ・委員の決定については、県と協議の上で決定すること。
- ・選定委員会の結果については、県に報告し、補助事業者として適当と認められたものについては、内閣府による事前確認を行った上で、県が交付決定を行う。

(2)集合研修(セミナー)の企画、開催に関すること

- ・県内企業等の主に海外展開計画を率いる社員を対象に、「観光×物産×IT」をテーマに海外展開にあたって必要な‘高度産業人材’を育成することを目的とした各種セミナー(海外展開計画立案、スタートアップ、関連法規、現地人事・人材確保、市場開拓、越境EC、マーケティング、販路拡大戦略について等)を実施する。
- ・セミナー開催数は10回以上とし、合計350人以上の受講を目指す。
- ・セミナーのテーマ、具体的な内容については、企画提案により示すこと。
- ・セミナーは、単発型、連続型いずれでもよく、外部機関と連携して行う連続セミナーにおいて、部分的に講座を提供することは可能。
- ・なお、セミナーの講師は必ずしも委託先の者である必要はなく、委託先が有する知見を生かして選定した専門的な機関に講師を依頼してもよい。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮し、セミナーの開催形態は必ずしも対面式である必要はなく、オンラインプラットフォームを利用した開催形態でもよい。

(3)補助事業者の支援に関すること

- ・県では、本事業の補助事業者として決定した企業に対して、今後県が策定する沖縄型グローバル産業人材育成事業補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付する。
- ・委託先は、補助事業者が計画、提案する研修に対して、それら研修が効果的なものとなるよう、研修内容、研修手法、研修後の成果・課題の整理などに関する専門的な助言、研修先や講師等の紹介等のハンズオン支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮し、ハンズオン支援を行う研修の形態は必ずしも対面式である必要はなく、オンラインプラットフォームを利用した研修形態でもよい。
- ・補助事業者が県に補助金の交付申請及び実績報告等を行う際に、当該書類の受付を行うとともに、内容を確認し、必要に応じて申請者に助言、指導を行う。
- ・なお、補助事業者による人材育成の費用の積算の妥当性についても確認すること。

(4)沖縄型グローバル産業人材のネットワーク構築に関すること

- ・本事業の参加者が、企業活動の枠を超えてグローバル人材としての各々の成長を目指し、協力していくネットワークの構築、強化に関する取り組みを行い、グローバル産業人材育成の取組を自走化させていく。
- ・具体的な内容、方法については、企画提案により示すこと。

(5)委託業務の実施に係る検証に関すること

- ・受託者が実施する各種取り組みの推進状況や達成状況等について自らPDCAを行い、本事業の目的に照らして効果的なものとなっているか、検証すること。

(6)外部委員会の設置・開催に関すること

- ・県内企業等のグローバル人材育成に関し有識者等から構成される外部委員会を設置し、年1回程度開催すること

- ・同委員会では、本事業の実施により、県内企業等のグローバル人材育成が効果的に推進されているかの検証や、本事業における課題抽出及び解決方法の検討、その他本事業の効果的な実施に関し必要となることについて、意見交換等を行う。外部委員会の構成は、補助事業の選定委員を活用するほか、別の有識者を選定してよい。

(7)その他事業目的を達成するための効果的な取組に関すること

- ・上記のほか、本事業の周知、活用企業の掘り起こし、本事業を活用して海外展開等を実現している企業の紹介など、本事業の目的を達するために効果的な取り組みを行うこと。

8 提案上限額及び積算見積

- (1)本委託業務に係る提案上限額は、35,839,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)とする。なお、提案上限額は、本業務の企画提案における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (2)本事業の対象とする経費は、事業の執行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、主な対象経費は以下のとおりである。

経費項目	内 容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、審査会、セミナー等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な会議、審査会、セミナー等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演等の協力等に対する謝金等)
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの <ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等) ・光熱水料(電気、水道、ガス代。ただし、専用メーターの検針等により当該事業に使用した料金が算出できる場合のみ) ・翻訳通訳、速記費用
III. 再委託費	県との取り決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる(委託又は準委任する)ために必要な経費
IV. 一般管理費	委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

※委託先が本業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものとして計上する一般管理費は、見積額(ただし、見積額に再委託費を含む場合は、当該再委託費を除いた額)の10%以内とすること。

9 再委託の制限

- (1) 委託業務の見積金額の2分の1を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の再委託を前提とする企画提案は認めない。
- (2) 再委託が可能な範囲については、別途定めるものとし、再委託に際しては、原則として沖縄県の事前承認を受けなければならない。
- (3) 再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

10 事業の成果品および著作権

- (1) 体裁、提出部数
 - ア 委託業務報告書 A4 版(紙原稿及び製本版 10 部)
 - イ 上記アに係る電子ファイル1式
- (2) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

11 委託業務の経理等

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収書など)が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書(様式任意)を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は原則として認めないこと。

12 その他留意事項

- (1) 本仕様書事項は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

- (2) 業務を実施するにあたっては、県と協議をして進めていくものとし、選定された企画提案の内容のすべてを実施することを保証するものではないこと。
- (3) 本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものである。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) また、委託契約の締結にあたり、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要となる場合があり、内閣府の確認により否となった場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金等を活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基づき、適正に執行する必要がある。
- (6) 受託者は、事業の進捗状況を毎月沖縄県に報告すること。
- (7) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、受託者に対し報告を求め、または沖縄県職員が事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、県と受託者が双方で協議して定めるものとする。